

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																					
専門学校 つくば自動車 大学校		平成18年3月1日		細野 晃一		〒305-0004 茨城県つくば市柴崎624-5 (電話) 029-863-0035																					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																					
学校法人 つくば総合学 院		平成7年10月9日		片岡 均		〒305-0003 茨城県つくば市桜2-14-4 (電話) 029-857-9700																					
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																					
工業	工業専門課程	一級自動車整備士科			-	平成22年文部科学省 告示第156号																					
学科の目的	一級自動車整備士として必要な自動車に関する知識と整備技術の修得を基に、接客対応、工場管理そしてマネジメント能力に至るまでの総合的な実力を身につけることを目指す。																										
認定年月日	平成28年2月19日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
4	昼間	4816時間	1188時間	326時間	3302時間	0時間	0時間																				
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内数)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
60人		31人	0人	4人	5人	9人																					
学期制度	■前期:4月1日~9月30日 ■後期:10月1日~3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 各期末毎に考查や平常点にて4段階評価																						
長期休み	■学年始:4月1日~4月5日 ■夏季:7月25日~8月26日 ■冬季:12月21日~1月6日 ■学年末:3月2日~3月31日			卒業・進級 条件	必要時間の履修及び学習評価60%以上																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個人面談・三者面談・補講・補習等			課外活動	■課外活動の種類 クラブ活動など																						
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(令和元年度卒業生) 株式会社 フォレスト、トヨタカローラ南茨城株式会社、株式会社 スズキ 自販茨城、社団法人 日本自動車連盟、トヨタL&F茨城株式会社、株式			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業者に係る令和4年5月1日時点の情報)																						
	■就職指導内容 進路相談・ビジネスマナー指導・面接試験指導・筆記試験指導・会社説明会等				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級小型整備士</td> <td>②</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>二級二輪整備士</td> <td>②</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>二級ガソリン整備士</td> <td>②</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>二級ジーゼル整備士</td> <td>②</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table>					資格・検定名	種	受験者数	合格者数	一級小型整備士	②	8人	8人	二級二輪整備士	②	8人	8人	二級ガソリン整備士	②	8人	8人	二級ジーゼル整備士	②
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																								
一級小型整備士	②	8人	8人																								
二級二輪整備士	②	8人	8人																								
二級ガソリン整備士	②	8人	8人																								
二級ジーゼル整備士	②	8人	8人																								
就職者数		8		人																							
就職希望者数		8		人																							
就職者数		8		人																							
就職率		100		%																							
卒業者に占める就職者の割合		100		%																							
■その他																											
(令和 3 年度卒業者に係る 令和4年5月1日 時点の情報)																											
中途退学 の現状	■中途退学者 2名		■中退率 6.2%		令和3年4月1日時点において、在学者32名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者30名(令和4年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更・経済的問題																						
■中退防止・中退者支援のための取組 担任による定期的な個人面談・担任以外との面談・転科の実施・家庭訪問等																											
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度:有 ※有の場合、制度内容を記入 成績・人物ともに優秀である。または家庭の事情により修学が厳しいと認められる者が対象として選考する。選考方法は書類審査、筆記試験及び面接試験。 ■専門実践教育訓練給付:非給付対象																										
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:無																										
当該学科の ホームページ URL	http://www.tact.ac.jp																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

一級小型自動車整備士の資格を取得後、自動車整備業界へ就職することを目標にカリキュラムを構成している。自動車整備業界が必要とする一級自動車整備士を育成するため、ほとんどの授業に業界経験者の指導教員が担当し、カリキュラムについても意見交換しながら、常に時代に即した内容になるように構築している。3・4年次には自ら考え、行動できる人材を育成するためプレゼンテーション形式の授業やマネジメント能力を育成するため実習授業などを工夫し実施している。さらに4年次には企業のニーズを肌身で感じられるようなインターンシップを実施することで、自らの将来像を構築できる研修としている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会の位置付けは、学校組織の教務部の上に設置し、年に2回の教育編成委員会での意見を十分に活かすことで、その後の教育課程の編成を協力して行うものと位置付ける。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
五十嵐 浩也	筑波大学 執行役員 教授	令和4年4月1日～令和6年3月31日	①
海老澤 慎一	株式会社 スズキ自販茨城サービス副本部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日	②
中根 誠	株式会社 中屋ホンダ販売 専務取締役	令和4年4月1日～令和6年3月31日	②
大森 文隆	トヨタカローラ南茨城株式会社 サービス部部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日	②
小高 伸宏	株式会社 北関東クリーン社 取締役 技術本部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日	②
滝口 将史	茨城県自動車車体協同組合	令和4年4月1日～令和6年3月31日	③
細野晃一	専門学校つくば自動車大学校 校長		
亀山 和人	専門学校つくば自動車大学校 教務部長		
飯田 昇俊	専門学校つくば自動車大学校 教務課長		
斉藤 誠	専門学校つくば自動車大学校 教務課長		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (5月、2月)

(開催日時(実績))

第14回 令和4年2月25日 10:30～12:00

第15回 令和4年5月20日 10:30～12:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

一級自動車整備士として二級自動車整備士との差別化を図るため、何か付加価値を付けたい。法的な部分における差別化は難しいと思うので企業が考える一級自動車整備士に対する期待感などについて委員に聞いたところ、一級課程卒業の社員は安全管理や環境保全更にはお客様との応酬話法など幅広く勉強しており、説明能力に長けている若手社員がいるので、一級課程卒業の学生に期待することはコミュニケーション能力アップと説明能力アップであり、この部分は二級自動車整備士とは差が付くところだと思う。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
 1、自動車整備業界でより実践的な知識・技能・社会人としてのマナーを身につける。
 2、机上の学習と実際の業務を結び付け、学生に自ら何を学ぶべきかを自覚させ、更に学校において自己研鑽をつませる。
 3、豊かな人間性を持ち顧客との信頼関係を築くためのコミュニケーション能力を身につける。
 以上1～3を実現するために、企業と連携を図り、実習を協力して行える体制づくりをする。そのためには各企業と協定を結び、その企業と人材交流を深め、カリキュラム構築への助言を頂くものとする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 実習前に担当教員と企業の実習担当者が打ち合わせを行い、実習内容や学生の学修成果の評価方法・評価の指標について定める。実習期間中は、学生の実習実施状況や能力習得状況を把握いできるよう相互に情報交換を行う。また、実習先に訪問し実習状況も現場を確認する。実習修了時には、企業実習担当者による学生の学修評価を踏まえ、担当教員が成績評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
体験実習 (自動車の点検整備)	企業先にて、社員の方々から指導を受け自動車の点検整備を学習する。また、社員の方々の仕事の流れを学ぶことで業務効率を上げる方法を身につける。	茨城トヨタ自動車(株)他 自動車販売会社4社
体験実習 (故障原因探求)	作業の基礎となる点検整備の延長として、実際に故障している自動車の故障探求技術を学び故障原因が探求できるように学習する。また各メーカーの診断機などの取り扱いを学ぶ。	茨城トヨタ自動車(株)他 自動車販売会社4社
体験実習 (総合診断)	自動車整備の一貫した作業を体得する。お客様から自動車を預かり点検整備したのち、引き渡し納車に至るまでの流れが一通りできるように体得する。	茨城トヨタ自動車(株)他 自動車販売会社4社
総合演習	社会人のビジネスマナー教育を事前を知ることで、社会人としての考え方や行動が速やかにできるように繰り返し練習し、入社後即戦力となる人材を育成する。	スズキ自販茨城(株)
総合実習	教科書以外の最新技術を学び、入社してからの知る知識を事前を知ることで、知識の幅を広げるとともに学習意欲の向上を図る。	(株)北関東マツダ他 自動車販売会社5社

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
 時代とともに変化する・発展する自動車整備業界に必要な資質を持った学生を教育するための、授業知識、技能を習得するために、教員は学内及び学外での研修に参加し、自らの見識・技能の幅を広げ、それを教育の現場へ反映させていくこととする。また、指導力を向上させるため、指導員研修にも積極的に参加することで、教員としての資質向上を図るものとする。年1回以上の研修参加を義務付けるため、年度当初に計画・調整する。学校は教員研修規程に従い、教員の業務経験や能力に応じて、新たに採用した教職員に関して「新任研修」管理職教職員に関しては「管理職研修」、また各々指導分野における実務研修・見学研修を計画的に実施する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等
 研修名「日産技術講習会」(日産自動車株式会社)
 期間: 令和3年7月30日(金)
 対象: 自動車整備専門学校教員
 内容: 先進技術に関する講習会

② 指導力の修得・向上のための研修等
 研修名「ICT活用研修」(連携企業等: 一般社団法人 全国専門学校教育研究会)
 期間: 令和3年8月4日(水)
 対象: 専門学校教員
 内容: スマートフォンやSNSを用い、どこにでもある身近な学習素材を利用して、効果的な教材を作成し実践する事を学

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「日産技術講習会」(日産自動車株式会社)

期間:令和4年8月4日(木)

対象:自動車整備専門学校教員

内容:先進技術に関する講習会

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「教職員のキャリアデザインワークショップ」(連携企業等:一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団)

期間:令和4年8月22日(月)~24日(水)

対象:専門学校教員

内容:学生のキャリア形成を行う教職員として、教科指導やクラス運営を経験する中で学生対応をより良いものとする。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

1. 学校関係者評価は、評価という協働作業を通じて、学校、卒業生、地域住民などがお互いに理解を深めることである。学校はそれに関係する人たちが理解を深め合うためのコミュニケーションツールであるとする。
2. 学校評価の基本は、自己評価である。学校が行った自己評価が、卒業生、地域住民たちの目から見ても違和感無く受け入れられるかについて意見を頂き、自己評価の客観性・透明性を高めていきたい。
3. 学校関係者評価は、卒業生、地域住民などが、学校と一緒に学生のことを考え、それぞれの立場、視点から意見を出し合うことで、より良い学校づくりに寄与するためである。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念、育成する人材像
(2)学校運営	教育内容
(3)教育活動	教育の実施体制
(4)学修成果	教育目標の達成度と教育効果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	社会的活動
(7)学生の受入れ募集	管理運営
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	改革・改善
(10)社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価の活用は、学校力の向上、信頼される開かれた学校づくりに寄与できることにより、学校関係者評価はまだ手探りの状態であるが、開かれた学校づくりに効果的であると思われ、「地域連携力」や「組織マネジメント力」を向上することに力を入れた。

○毎年度末、在校生を対象に【学校・担任満足度アンケート】を実施し、役員による目標管理等の面談で各教員にフィードバックし、改善点を見出し、今後の授業運営や学生指導に役立てている。

○自己評価を中心にマネジメントサイクルに管理職だけでなく、教職員が積極的にかかわり、学校を改善していこうとする参画意識を高めようとする傾向にある。年2回、役員による各期の基本方針が全教職員の前で述べられ、学校経営に対する熱意や姿勢を共通理解するようになっている。自己評価や学校関係者評価を行い、課題を共有して解決へ向けて教職員が建設的な意見を出し合い、改善に活かしていくプロセス自体がポジティブな学校力を向上することになった。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
大塚 清	元茨城県立高等学校 校長	令和2年4月1日～令和6年3月31日	前校長
酒井 克之	つくばドライビングスクール 所長	令和2年4月1日～令和6年3月31日	企業等委員
染谷 恭平	つくば自動車大学校 卒業生	令和2年4月1日～令和6年3月31日	卒業生
羽富 拓也	つくば自動車大学校 卒業生	令和2年4月1日～令和6年3月31日	卒業生
中根 誠	株式会社 中屋ホンダ販売 専務取締役	令和2年4月1日～令和6年3月31日	企業等委員
片岡 均	つくば自動車大学校 理事長		
細野 晃一	つくば自動車大学校 校長		
中里 洋巳	つくば自動車大学校 副校長		
亀山 和人	つくば自動車大学校 教務部長		

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL:<http://www.tact.ac.jp>

公表時期: 令和4年7月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

平成19年度より学校自己評価の実施・公表は実施することが義務づけられた。本校では平成26年度に自己点検評価委員会、学校関係者評価委員会を設置してきた。一般財団法人全国専門学校教育研究会が作成した自己点検・評価基準を基に、学校に適応した「自己点検・評価チェックリスト」を策定し、自己点検を行うことで、教育水準の向上に更に努めるよう工夫する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1. 学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	2. 各学科等の教育
(3) 教職員	3. 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	4. キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	5. 様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	6. 学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	7. 学生納付金
(8) 学校の財務	8. 学校の財務
(9) 学校評価	9. 学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)

URL:<http://www.tact.ac.jp>

授業科目等の概要

(工業専門課程一級自動車整備士科) 令和4年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			自動車工学 (自動車の構造・性能)	ガソリンエンジン・ディーゼルエンジン・シャシ・電装品及び二輪車の構造、作動、性能	1 通	96		○			○		○		
○			自動車工学 (自動車の構造・性能)	ガソリンエンジン・ディーゼルエンジン・シャシ・電装品及び二輪車の構造、作動、性能	2 通	102		○			○		○		
○			自動車工学 (自動車の構造・性能)	エンジン・シャシの新技术の構造、作動、性能	3 通	12		○			○		○		
○			自動車工学 (自動車の力学・数学)	自動車に関わる力学及び数学（排気量、圧縮比、荷重、重心等）	1 通	36		○			○		○		
○			自動車工学 (自動車の力学・数学)	自動車に関わる力学及び数学（速度、加速度、ギヤ比、回転速度等）	2 通	48		○			○		○		
○			自動車工学 (自動車の力学・数学)	自動車に関わる力学及び数学（サーキットテスト、電気回路等）	3 通	12		○			○		○		
○			自動車工学 (電気・電子理論)	電気・電子の基礎	1 通	42		○			○		○		

○		自動車整備 (エンジン)	エンジンの高度整備技術について	3 通	21		○			○			○					
○		自動車整備 (シャシ)	四輪車、二輪車のシャシの構造、作動、整備法について	1 通	30		○			○			○					
○		自動車整備 (シャシ)	四輪車、二輪車のシャシの構造、作動、整備法について	2 通	36		○			○			○					
○		自動車整備 (シャシ)	シャシの高度整備技術について	3 通	21		○			○			○					
○		自動車整備 (電装)	電装品の構造、作動、整備法について	1 通	30		○			○			○					
○		自動車整備 (電装)	電装品の構造、作動、整備法について	2 通	39		○			○			○					
○		自動車整備 (電装)	エンジン、シャシ電装品の高度整備技術について	3 通	39		○			○			○					
○		自動車整備 (故障原因探 究)	エンジン、シャシの故障原因探究の方法について	2 通	24		○			○			○					
○		自動車整備 (故障原因探 究)	エンジン、シャシの総合的な高度故障原因探究の方法について	3 通	36		○			○			○					
○		総合診断	自動車の整備に関わる総合診断について	3 通	36		○			○			○					

○		総合診断	応酬話法について	4 通	24		○			○			○					
○		環境保全	環境保全について	3 通	24		○			○			○					
○		整備機器取扱 (整備作業機 器)	整備作業機器の取扱いについて	1 通	12		○			○			○					
○		整備機器取扱 (測定機器)	測定機器の取扱いについて	1 通	12		○			○			○					
○		整備機器取扱 (測定機器)	測定機器の取扱いについて	3 通	15		○			○			○					
○		整備機器取扱 (検査機器)	検査機器の取扱いについて	1 通	15		○			○			○					
○		自動車検査	自動車の検査保安基準について	1 通	12		○			○			○					
○		自動車検査	自動車の検査保安基準について	2 通	15		○			○			○					
○		自動車検査	自動車の検査保安基準について	3 通	9		○			○			○					
○		自動車整備に 関する法規	道路運送車両法について	1 通	12		○			○			○					

○		自動車整備に関する法規	道路運送車両法について	2通	15					○			○			○		
○		自動車整備に関する法規	道路運送車両法について	3通	15					○			○			○		
○		工作作業（手仕上げ工作）	手仕上げ工作機器を使用した工作作業	1通	14								○	○		○		
○		工作作業（手仕上げ工作）	手仕上げ工作機器を使用した工作作業	3通	5								○	○		○		
○		工作作業（機械工作）	機械工作機器を使用した工作作業	1通	14								○	○		○		
○		工作作業（機械工作）	機械工作機器を使用した工作作業	3通	4								○	○		○		
○		測定作業	測定機器を使用した測定作業	1通	52								○	○		○		
○		測定作業	電気に関する測定作業	3通	15								○	○		○		
○		自動車整備作業（エンジン点検・分解・組立・調整・検査）	ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン及び二輪車のエンジンの点検作業、単体エンジンの分解組立、調整、検査作業	1通	186								○	○		○		
○		自動車整備作業（エンジン点検・分解・組立・調整・検査）	ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン及び二輪車のエンジンの点検作業、単体エンジンの分解組立、調整、検査作業	2通	186								○	○		○		

○		自動車整備作業(エンジン点検・分解・組立・調整・検査)	エンジンの点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	3通	120						○	○	○		
○		自動車整備作業(シャシ点検・分解・組立・調整・検査)	四輪車、二輪車のシャシの点検作業、分解組立、調整、検査作業	1通	178						○	○	○		
○		自動車整備作業(シャシ点検・分解・組立・調整・検査)	四輪車、二輪車のシャシの点検作業、分解組立、調整、検査作業	2通	178						○	○	○		
○		自動車整備作業(シャシ点検・分解・組立・調整・検査)	シャシの点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	3通	120						○	○	○		
○		自動車整備作業(電装点検・分解・組立・調整・検査)	四輪車、二輪車の電装品の点検作業、分解組立、調整、検査作業	1通	198						○	○	○		
○		自動車整備作業(電装点検・分解・組立・調整・検査)	四輪車、二輪車の電装品の点検作業、分解組立、調整、検査作業	2通	198						○	○	○		
○		自動車整備作業(電装点検・分解・組立・調整・検査)	電装品の点検、調整作業及び電子制御装置の分解組立、故障原因探究作業	3通	120						○	○	○		
○		自動車整備作業(故障原因探究)	自動車各部の故障原因探究	1通	35						○	○	○		
○		自動車整備作業(故障原因探究)	自動車各部の故障原因探究	2通	121						○	○	○		
○		自動車整備作業(故障原因探究)	エンジン、シャシ、電装品の主に電気系統の故障原因探究	3通	126						○	○	○		

○		自動車検査作業	自動車の検査作業（検査ライン基礎編）	1通	26						○	○		○				
○		自動車検査作業	自動車の検査作業（検査ライン実務編）	2通	38						○	○		○				
○		自動車検査作業	自動車の検査作業（検査ライン応用編）	3通	15						○	○		○				
○		体験・実務実習	自動車分解整備事業の認証を受けた事業場において、自動車の点検整備、故障原因探究、総合診断を実習する。（インターンシップ）体験実習の評価、補習のために、自動車の点検整備、故障原因探究、総合診断を実習する。	4通	905						○			○			○	○
○		ビジネスマナー	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。（初級編）	1通	12						○			○			○	
○		ビジネスマナー	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。（中級編）	2通	12						○			○			○	
○		ビジネスマナー	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。（中級編）	3通	12						○			○			○	
○		ビジネスマナー	自動車整備業の基本的な知識・教養を身につける。（上級編）	4通	12						○			○			○	
○		総合実習	その時代に即した内容で新技術などの興味深いものを取り上げ概要を理解する。	1通	66						○	○		○				○
○		総合実習	その時代に即した内容で新技術などの興味深いものを取り上げ概要を理解する。	2通	78						○	○		○				○

○		総合実習	その時代に即した内容で新技術などの興味深いものを取り上げ概要を理解する。	3 通	102					○	○		○					
○		総合実習	その時代に即した内容で新技術などの興味深いものを取り上げ概要を理解する。	4 通	102					○	○		○					
○		パソコン実習	実務で使用するパソコン作業ができるよう、ワード、エクセルなどのソフトを素早く操作できるよう学習する。	1 通	36					○	○		○					
○		パソコン実習	実務で使用するパソコン作業ができるよう、ワード、エクセルなどのソフトを素早く操作できるよう学習する。	2 通	24					○	○		○					
○		自動車英語	自動車整備を含めたビジネス英会話を学習する。	3 後	24			○			○		○					
合計				72科目		4816	単位時間(— 単位)											

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
①授業科目出席率80%以上 ②授業科目成績評価C以上③学納金完納		1学年の学期区分	2 期
履修方法：全ての学生が必修授業科目を履修する		1学期の授業期間	19 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。